

同一種目の再購入等について

1. 同一種目の再購入について

介護保険法施行規則第70条第1項の規程によると、被保険者(要支援・要介護認定を受けた利用者)が購入した特定福祉用具(以下「福祉用具」という。)に対し、既に居宅介護福祉用具購入費が支給されている場合、原則、同一種目となるため支給しない(再購入できない)ものとされています。

ただし、同条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認められるときは、この限りではない。」と保険者が必要と判断すれば再購入できるようになっています。

2. 再購入等の条件について

例外的に同一種目の福祉用具を再購入等する場合は、以下の条件のうちいずれかを満たしている必要があります。

再購入等が認められる条件

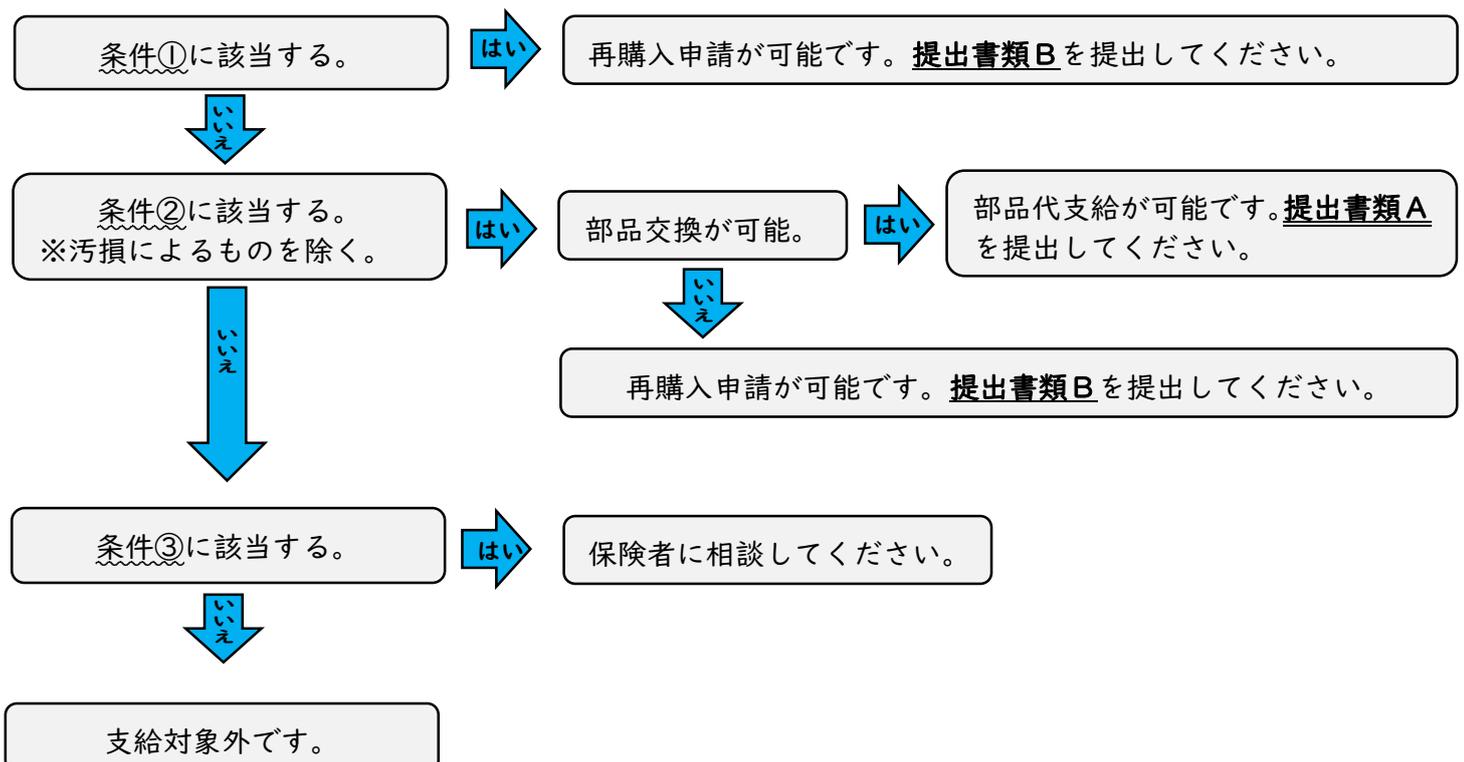
条件①：前回の購入日時点と比較して、被保険者(利用者)本人の身体機能が著しく変化した場合

条件②：以前購入した福祉用具が破損した場合(汚損も含み、故意や過失によるものは除く)

条件③：その他、特別な事情がある場合

3. 再購入等の判断について

再購入等の判断に当たっては、下記フローを確認のうえ適切な手続きをお願いいたします。



4.再購入等に係る提出書類について

「3.再購入等の判断について」により部品交換又は再購入が可能と判断した場合は、鳩山町に必要書類を提出してください。

(1)部品交換《提出書類A》

破損した福祉用具が部品交換により使用継続できる場合、部品交換が優先されるため再購入はできません。

また、部品交換に対して保険給付を希望する場合は、必ず部品交換前に鳩山町に対し必要書類を提出してください。

★提出書類A

- ①部品交換に係る理由書(別紙1)
- ②部品のカタログ(カタログが無い場合は、見積書を提出)
- ③福祉用具の破損の状態が分かる日付入りの写真

(2)再購入《提出書類B》

一部例外を除き同一種目の福祉用具を再購入する場合は、必ず購入前に鳩山町に対し必要書類を提出する必要があります。

・事前協議が必要な福祉用具(複数購入不可)

- ①入浴補助用具②腰掛便座③自動排泄処理装置の交換可能部品④排泄予測支援機器⑤移動用リフトのつり具部分、⑥簡易浴槽

・事前協議が不要な福祉用具(複数購入可)

- ①固定用スロープ②歩行器③単点杖・多点杖

※②歩行器、③単点杖・多点杖について複数購入が認められるのは、既に1台(本)以上を購入又は貸与している場合に限りです。

★提出書類B

- ①特定福祉用具の同一種目再購入に係る事前協議書(別紙2)
- ②現在利用中及び再購入を希望する福祉用具のカタログ
- ③ケアプラン、サービス担当者会議録など、身体機能の変化に対し、再購入の必要性を検討したことが確認できる書類(※前ページの条件①、③のみ)

5.購入した福祉用具の耐用年数について

福祉用具の耐用年数の基準について、鳩山町では以下のとおりとします。

当該年数を超えた場合又はメーカーが公表している耐用年数を超えたものを経年劣化による再購入等の対象とします。

- ①入浴補助用具⇒8年
- ②腰掛便座⇒8年
- ③自動排泄処理装置の交換可能部品⇒5年
- ④移動用リフトのつり具部分⇒3年
- ⑤簡易浴槽⇒6年
- ⑥固定用スロープ⇒8年
- ⑦歩行器⇒5年
- ⑧単点杖・多点杖⇒4年